

稲敷市空き家バンク活用促進制度

リフォーム工事助成として、最大50万円が交付されます！

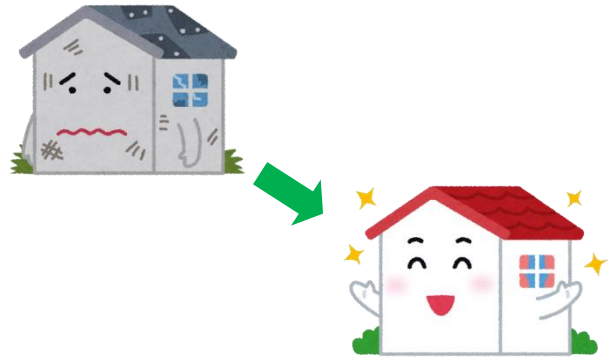
【内容】

稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買や賃貸借が成約した場合に、空き家の機能の維持及び向上のために行うリフォーム工事をした場合に最大50万円が助成されます。

算出方法	助成金の額
助成対象工事の経費の総額が20万円を超えるもので、その総額に2分の1を乗じた額	最大50万円

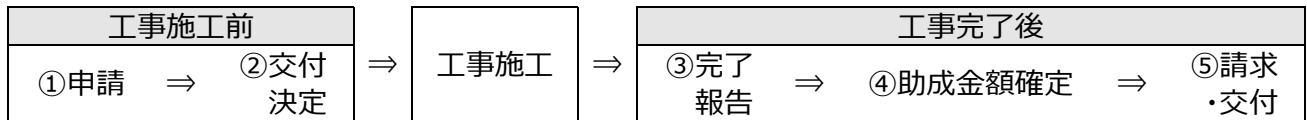
【助成対象工事】

- ・基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- ・間取りの変更、増築等模様替え工事
- ・塗装工事
- ・給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- ・外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事
- ・玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
- ・建具の取替等の工事
- ・ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事



【流れ】

リフォーム工事施工前に申請が必要です。交付決定を受けたあとに工事を施工し、工事完了後に完了報告を提出した後、助成金の額が確定し交付となります。



【要件】

- (1) 稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買又は賃貸借契約を成約した所有者及び購入者又は賃借者。
- (2) 所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと。
- (3) 交付申請時に所有者、購入者や賃借者、当該空き家に同居しようとする者が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (4) 購入者及び賃借者にあっては、完了報告時に当該空き家に定住していること。
- (5) 所有者、購入者や賃借者、当該空き家に同居しようとする者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当するものでないこと。
- (6) 対象となる工事について、市が実施する他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 所有者及び購入者等にそれぞれ1回限りの交付とする。
- (8) 空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた日から1年以内の申請であること。



お問い合わせや申請は、
稲敷市 地域振興部 まちづくり推進課へ！！
 TEL 029-892-2000 (代)

【提出書類】

交付申請時

- (1) 稲敷市空き家リフォーム工事助成金交付申請書（様式第4号）
- (2) 稲敷市空き家リフォーム工事助成金誓約書兼同意書（様式第5号）
- (3) 稲敷市空き家バンク利用による空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家所有者のリフォーム工事承諾書（賃借者の場合のみ）
- (5) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類
- (6) リフォーム工事の見積書
- (7) リフォーム工事施工前の現場写真

完了報告時

- (1) 稲敷市空き家リフォーム工事完了報告書（様式第9号）
- (2) 購入者等、購入者等と同一世帯全員及び同居しようとする者の記載がある住民票（発行日から1か月以内のもの）
- (3) リフォーム工事に係る領収書の写し
- (4) リフォーム工事施工後の現場写真
- (5) 建築確認申請が必要な工事にあつては、検査済証の写し